

藤井しんすけ 議会ニュース 議会録

令和6年 環境農政常任委員会 (4)

令和7年3月6日

◆藤井深介委員

それでは、よろしくお願ひいたします。

初めに、常任委員会報告資料のⅢで、令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の考え方について、先行会派からもいろいろありましたけれども、私のほうからも聞かせていただければと思います。

まず、新たな計画のたたき台では、県は、これまで実施してきた下水道の整備及び高度処理型合併浄化槽の整備を新たな計画に位置づけないとしているわけですけれども、それはなぜか、その理由について、まず確認をさせてください。

◎水源環境保全課長

平成15年当時、相模湖、津久井湖では、窒素やリンの濃度が高く富栄養化状態にあることからアオコが大規模に異常発生しやすい状況にございました。ダム湖に流入する生活排水も富栄養化の原因となることから、現在、現行の大綱では、ダム集水域において下水道の整備と、窒素、リンの除去性能を有する高度処理型合併浄化槽の整備に取り組んできているところでございます。その結果、相模湖における窒素の濃度は、平成15年度の1リットル当たり1.40ミリグラムから令和5年度には1リットル当たり1.1ミリグラムまで低下し、水質汚濁に係る環境基準の暫定目標である1リットル当たり1.0ミリグラムをほぼ達成しているところでございます。

なお、環境基準の1リットル当たり0.2ミリグラムとの比較では約5倍の高濃度となっております。

また、リンの濃度につきましては、平成15年度の1リットル当たり0.09ミリグラムから令和5年度には1リットル当たり0.081ミリグラムと、ほぼ横ばいで推移しております、暫定目標である1リットル当たり0.080ミリグラムは、ほぼ達成しているようなところでございます。

なお、環境基準の1リットル当たり0.01ミリグラムとの比較では約8倍の高濃度となっております。

このように、ダム湖の富栄養化はなかなか改善していない状況ではございますが、その原因につきまして令和3年3月の中央環境審議会の答申では、リンについて、富士山麓における地下水の影響、具体的には地質がリンを多く含む玄武岩質であることが明らかになりました。すなわち、その多くが自然由来であることを指摘しているところでございます。このため、これ以上、下水道と高度処理型合併浄化槽の整備を進めたとしても、ダム湖の水質改善に対する効果には限界があることから、今後の人団動態や建設・維持管理コストなども踏まえ、新たな計画には位置づけないことにしているところでございます。

◆藤井深介委員

それでは、今御答弁いただいた中で考え方については分かりました。

それで、県民の水がめである相模湖及び津久井湖ですけれども、いまだ窒素とリンの濃度が環境基準を超過しているということですけれども、今後この下水道及び高度処理型合

併処理浄化槽の整備を新たな計画に位置づけなくても大丈夫なのかどうか、お伺いいたします。

◎水源環境保全課長

現在のところ、アオコの異常発生が抑制されておりますので、現行の大綱に掲げた目標は達成できていると考えているところでございます。ダム集水域における生活排水処理対策につきましては、このほかにも水道原水の水質を改善するという目的がございます。水質汚濁の指標となりますBOD、生物化学的酸素要求量のことでございますが、この数値を見ますと相模湖に流入するBODの量は、これまでの取組により施策開始前の半分程度にまで減少しておるところでございますが、ダム集水域の生活排水処理率はまだ8割を下回っている状況にあります。

そこで、合併処理浄化槽の整備促進により生活排水処理対策を進めていくことによって、さらなる水質の改善が期待できると考えております。

一方で、下水道及び高度処理型合併浄化槽の整備事業につきましては、経過措置や代替措置を講じていくことを検討しております。その際には地域の特性や意向を踏まえていく必要がありますので、関係市町村と丁寧に議論を重ねていきたいと考えております。このような手順で進めていきますので、下水道及び高度処理型合併浄化槽の整備を新たな計画に位置づけないこととしましても、そのことによる影響は最小限度にとどめができるものと考えているようなところでございます。

◆藤井深介委員

分かりました。ぜひ丁寧に市町村と協議していただき進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2月21日、本会議のときに私も一般質問をさせていただいて、農地の活用に向けた企業参入促進の取組についてということで質疑をさせていただきました。改めて何点か伺っていきたいんですが、初めに、一般質問の答弁の際に、企業に新たな担い手になってほしいという声もあり、今後は企業参入を積極的に進めていく必要があるというふうに御答弁いただきました。これまでの本県における大手企業の参入状況をまずお伺いします。

◎農地課長

これまでに外食産業を行っている企業が子会社を設立し、2009年に農業参入をしました。県では農地確保に向けて農業委員会と連携し、最大で3.6ヘクタールの農地を貸し付けることができましたが、圃場が県内6か所、横浜とか小田原などに分散したため効率が悪く、規模拡大のメリットを享受できなかったというところで、2016年に本県からは撤退している、そういう状況でございます。

◆藤井深介委員

それでは、農地というもの、これは意外と規制が強くて建物を建てるのが難しいというふうに言われてきているわけですけれども、農業者の方だと農業参入する企業が営農するためには、必要な施設というものは建てることができるのかどうか、伺います。

◎農地課長

農業者などの方が自らの農業生産活動に必要不可欠な建物は農業用施設と言われ、原則

転用ができないような農地においても、例外的に農地関係の法令上は、許可は可能とされています。一例を挙げますと、畜舎や農機具収納施設、農業用倉庫、また耕作のために必要不可欠な駐車場やトイレ、更衣室、事務所などです。また、これらの施設であれば200平米未満の場合は、農地関係の法令上は許可不要となっています。

◆藤井深介委員

それで、藤沢市では国家戦略特区を活用して平成30年に農家レストランを開業させたということなんですか？も、現在では、県内ではどこでもこういった施設を建てができるのかどうか、お伺いします。

◎農地課長

農家レストランは、令和2年3月31日に農振法が改正され農業用の施設に位置づけられましたので、設置できることにはなっておりません。一方で、農地関係法令上は、農畜産物の処理加工施設や販売施設と同様に、農地から農業用施設に変更する手続きは必要となっています。また、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となりますので、農地関係の法令上は許可不要であっても、建築物を設置する場合は、都市計画法の開発許可や建築基準法に基づく建築確認申請など、他法令の整理が必要になります。これらの法律について、県以外の市町村が権限を有している場合もありますので、法令を所管する部署と早い段階で土地利用調整等をすることが必要だと考えております。

◆藤井深介委員

それでは、本県への企業参入を進めるに当たって企業が求める参入条件などを調査していることがあればお伺いしたいと思います。

◎農地課長

令和7年度の新規事業を構築するに当たり、全国展開をしている企業との意見交換を行いました。営農している品目は異なるため、参入時の形態も露地野菜、ガラス温室、ビニール温室、それぞれ異なっており参入条件も異なっていましたが、共通した要望としては5点ありました。

一つ目は施設であれば3から5ヘクタール、露地野菜であれば10ヘクタール程度のまとまった農地の確保、また大型トラックが通行可能な農道の確保、そして1日数トン単位で水を使う場合があるため営農用の水源の確保、また農業者と相対の契約ではなく、公的機関である農地中間管理機構を活用した農地の貸借であること、そして、その農地の貸借の期間が長期間であることというようなことを挙げられていました。

◆藤井深介委員

それでは、県ではセレクト神奈川NEXTなんかに融資だとか賃料の補助金など、様々な手を打っていただいているんですけれども、こういった費用面での要望というのはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

◎農地課長

意見交換をした企業からは、融資や賃料の補助金の要望はありませんでした。農地の賃料は非常に低額であり、リタイアする農業者の中には、農地をしっかり管理してもらえるのであれば無償でも構わないという方もいらっしゃいます。また、農業関係については既

に融資制度はありますので、融資条件を満たせば借入れをすることは可能です。

◆藤井深介委員

それでは、この企業が植物工場として農業参入することも可能なのかどうか、いかがでしょうか。

◎農地課長

植物工業は農業施設として認められていますので、200 平米未満の場合であれば許可不要となり、200 平米を超えるものであっても、農地法上の許可条件を満たせば設置は可能です。

一方で、市街化調整区域に植物工場を建設することになりますので、都市計画法では都市計画法 29 条の開発行為の許可を受ける必要があるというふうになると思われます。

◆藤井深介委員

それでは、規制という面では、法改正なんかによって企業の農業参入がしやすくなつたというふうに言えるのかどうか、見解をお聞かせください。

◎農地課長

平成 30 年の農地法の改正により、底面を全面コンクリート場にした農業用ハウスなどについては施設の高さなどの制限はありますが、農作物栽培高度化施設と位置づけられ、課税上も農地のままというふうになりました。さらに令和 7 年 4 月 1 日、これからですけれども、農地法施行規則が改正され、法人も含まれますが、認定農業者であれば地域計画に定められた農業施設を設置するため、農地を転用する場合や転用目的で農地の権利を取得する場合は、農業施設を造るためというふうにはなりますけれども許可不要となりますので、企業でも参入しやすくなつたというふうに考えております。

◆藤井深介委員

認識不足で、どちらかというと農業関係のほうが固いのかなということをずっと思っていて、今、課長からも御答弁いただいて、意外と都市計画法だと建築基準法が逆に、失礼ですけれども足かせになっているというのが現状なんだなとよく分かりました。特に本県の農業を取り巻く環境というのも本当に厳しくなってきて、やっぱり高齢化や様々な担い手不足、何とか荒廃化が進まないような形で、特に若い人にもぜひ就農してもらいたいということもあるって、様々トイレの問題だとかそういうこともひっくりめて、いろんなところに働きかけてはきているんですけども、それが本当にしっかりと形になっていくまでに、まだまだちょっと時間はかかるとは思うんですが、とにかくこの神奈川県というか、そういった意味では地力のある地域だというふうにも思っていますし、特に県西地域、私は今、平塚ですけれども、平塚周辺でもやっぱりそういう地力がある、そういう企業も多いですから、そういったところがしっかりと全体というか、まとめて、そういう農地の、本当にせっかくのこの土地をまたさらに生き生きとぜひよみがえらせていくような、そういう形になっていきたいと思いますので、これからまた県のほうでもしっかりと必要な支援措置だとか、様々な情報というのはぜひ提供していただいて、本県の都市農業をしっかりと支えて、また発展させていくように御尽力いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ペットボトルのキャップリサイクルに関してなんですが、ペットボトルは御承知

のとおり回収率が90%を超えて、リサイクル率も約85%と、ほかの資源と比べても非常に高い水準になってきているんですが、これはあくまでもペットボトル本体の、このボトルに関してだと思いますし、キャップについては回収率もリサイクル率もかなり低いというふうな認識であります。このペットボトルの3分別が浸透してきて、県民にとって身近に取り組める活動でありますので、今後もこのキャップの回収、リサイクルについても、しっかりと推進していくべきだというふうに私自身も考えています。

県は、これまでペットボトルの水平リサイクルの促進などに取り組んできたことはもう十分承知しているんですけども、ペットボトルキャップなどのリサイクルについて何点か伺っていきたいというふうに思います。

まず初めに、委員会資料の別紙10に記載されているプラスチックごみゼロに向けた取組のうち、3の(5)ですね、プラスチックの使用抑制について令和7年度当初予算案では県庁本庁舎の中に給水器を設置するというふうに記載されております。これはペットボトル削減につながる取組であるというふうに思いますけれども、どのような取組なのか、まず最初に確認させてください。

◎資源循環推進課長

県では、プラごみ削減の取組の一つとしまして、令和5年5月、マイボトルの利用を促進するため、ウォータースタンド株式会社と都道府県としては初となる連携協定を締結いたしました。この協定によりまして、県の率先実行の取組として、これまでに本庁舎に11台、出先機関の庁舎に73台、合計84台のマイボトル対応の給水器を設置いたしました。マイボトルの利用は手軽にできるリデュースの取組でございます。まずは県職員から率先して利用するとともに、県有施設を訪れる県民の皆様にも御利用いただくなどしまして、マイボトルの利用促進に取り組んでいるところでございます。

◆藤井深介委員

全体で今84台ということで給水器を設置していただいているわけですけれども、このマイボトルのほうの利用促進というのは、県の施設に給水器を設置したら以上で終わりというわけにはいかないというふうにも思います。事業者として、しっかりと連携したマイボトルの普及について今後どのように進めていくのか、伺います。

◎資源循環推進課長

まず、これまでございますが、昨年8月に開催されましたうたフェスJAPANという音楽イベントにおきまして、マイボトル利用促進に係る協力の申出を頂きまして、県では会場に給水器を設置し、来場者にマイボトル持参の呼びかけを行いました。このイベントの際に、給水器の設置に加えまして、スポンサーがマイボトルを持参されなかつた来場者のためにリユースボトルのレンタルを行い、また、水以外の種類も楽しめるようにということで、飲料水に溶かすパウダードリンクの配布を行うなど事業者間の連携のほうも広がりまして、来場者にマイボトルのメリットを実感していただいたと考えております。

このほか、SDGsスマイル大使であるさかなクンが出演する啓発イベントや、世界初のマイボトルマラソンである湘南国際マラソン、こういったところでも同様に給水器を設置しまして、マイボトルの持参を推奨してまいりました。

今後ともこうした事業者との連携によりまして、マイボトルの利用を促進していきたいと思います。

◆藤井深介委員

それと令和6年度当初予算では、ペットボトルからペットボトルへの再生利用を促進するため、新機能リサイクルボックスの普及啓発キャンペーンを行うというふうにされていたと思うんですけども、令和7年度は実施はしないんでしょうか。

◎資源循環推進課長

令和6年度は、市町村主催の環境イベントに新機能リサイクルボックスを出展しまして、投入体験コーナーやペットボトルの水平リサイクルについての展示パネルを通じて、正しいリサイクルボックスの利用方法を啓発いたしました。令和7年度におきましても、引き続き啓発のほうは行ってまいりますが、清涼飲料水メーカーがリサイクルボックスを入れ替える際に、この新機能リサイクルボックスに置き換える動きが非常に進んできたということを踏まえまして、今後、啓発の仕方について工夫、検討していきたいと考えております。

◆藤井深介委員

それでは、この新機能リサイクルボックスについて、課題がもしあれば聞かせていただけますか。

◎資源循環推進課長

全国清涼飲料連合会によりますと、新機能リサイクルボックスに切り替えることによりまして、異物の混入が減少されることが確認されております。ただ、一方で、ペットボトルに飲み残しがございますとリサイクルに支障が生じると、そういうところが課題になっていると聞いております。

具体的には、飲み残しのあるペットボトルは、中に残っている液体が食品でない可能性があつたりですとか、また圧縮時に中身が飛び散ってリサイクルの品質を落としてしまうとか、そういうことなどから、リサイクルできないものとして廃棄せざるを得なくなるというところがあるということでございます。

そのため、県としましても、こうした飲み残しを減らすことが水平リサイクル、ボトルトボトルとも呼ばれます、この率の向上のために有効であるということをホームページで周知するなど、水平リサイクルのさらなる促進を図っていきたいと考えております。

◆藤井深介委員

飲み残しの処理は各人で本当に時間もかけることなく簡単にできることなので、一人一人のそういう考え方ですので、今、様々な形で啓発もしていただければと思います。

それでは、冒頭にも話しましたペットボトルのキャップのほうのリサイクルについて伺っていきたいんですが、キャップの回収、それからリサイクルが進んでいない現状があるというふうに私も認識しているんですけども、県はどのように取り組んでいるのか、まず伺います。

◎資源循環推進課長

容器包装リサイクル法では、ボトル、キャップ、ラベルといった容器包装廃棄物の分別収集・再商品化が求められており、プラスチックの資源循環の一環として取組を促進する必要があると考えております。こうした中、県では、市町村における分別収集等の取組を促進するため、容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の処理状況や先進的な取組等につきまし

て情報収集をし、共有するなど、そういった支援を継続的に行っております。

また、キャップやラベルを分別することで、ボトルのほうの水平リサイクルの作業効率や品質が向上するといったほか、飲み残しの削減にもつながるということから、県では庁舎内に飲んだら3分別といった掲示物を掲示するなどして、リサイクルが促進されるよう取り組んでいるところでございます。

◆藤井深介委員

それでは、次ですけれども、ペットボトルのキャップのリサイクルになかなか進んでいないところがあるんですけれども、その課題というのはどのように考えておられますか。

◎資源循環推進課長

ボトルのほうは、本体でございますけれども、こちらは単一の素材で無色というところでございますので、水平リサイクルに適しているということがございます。一方、キャップにつきましては、やはり色、それから素材、こういったところが単一でないということもありまして、たとえ回収をされても、ボトル本体のような水平リサイクルは現状としては難しい状況というところでございます。そのため、キャップは燃料ですか建設資材などにリサイクルされていることが多いということが実情でございまして、こうしたこのリサイクルの質の向上というところが課題となっております。

◆藤井深介委員

それでは、私の知る限りでは東京都の足立区が、まずこのキャップの回収だとかリサイクルに積極的に取り組んでいるというふうにホームページに出していましたし、また国のほうではプラスチックの回収、リサイクルに積極的に取り組む自治体を支援するという実証実験を行っているというところで、その中で昨年、埼玉県の三郷市が全国で初めてペットボトルキャップの分別回収、組成分析、リサイクル、再商品化の実証実験を行っているということなんですね。私自身も、ぜひ神奈川県もキャップのリサイクルをしっかりと推進していくべきだろうというふうに考えているんですけども、御見解を伺いたい。

◎資源循環推進課長

プラスチックのやはり資源循環を推進していくためには、委員のおっしゃるようにペットボトルのキャップも含めてリサイクルの質を向上させる取組を推進することが重要と考えております。今後、委員から例に上げていただきました市区町村等の取組などの事例につきまして、県内の市町村とも共有するなどして、取組を県内でも広げていければと考えております。

また、県民の皆様に対しましても、イベントなどを通じまして、ペットボトル本体と同様、キャップも循環する資源であるということを知っていただくようにしていきたいと考えております。

◆藤井深介委員

このペットボトルのキャップというのは、意外とよく見ると形状が随分違っていて、普通の水と、あと炭酸水も違うし、ホットができるかどうかというので様々で、平塚のほうの工場があつて随分な種類があるわけですけれども、その中で去年の6月に、私もここで質問させていただきましたけれども、再資源化事業等高度化法について質問させていた

だいて、その中で例えばこのキャップの水平リサイクルというのが高度な技術を要するものであれば、今後こういう法律が全面施行されることによって、キャップの水平リサイクルがしっかりとできていくんじゃないかな、またその事業を国に認定されることも期待できるというふうに考えているんですけども、県としてもこうした制度をしっかり周知していくべきだというふうにも考えるんですけども、その辺の御見解を伺いたいと思います。

◎資源循環推進課長

県といたしましては、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会と連携しまして、再資源化事業を担う廃棄物処理業者に向けまして、講習会等の場を通じて、お話をありました再資源化事業等高度化法の認定制度などにつきまして周知を図っていくほか、再資源化の促進に資する情報につきまして提供していくなどの支援を行ってまいります。

◆藤井深介委員

分かりました。ペットボトルの水平リサイクル、本体もそうですけれども、随分高い水準で進んでいっているので、これはもうしっかりと引き続き啓発を継続していっていただきたいんですが、このペットボトルのキャップのリサイクルにとっては、まだまだ取組が始まつばかりだと思いますし、一つには、なかなか集めている場所が少ないというのは実際ありますけれども、ペットボトルを入れるところはあるんですけども、キャップのところは蓋をされちゃっているんですね。要は別にしないでということなのかなというぐらいのことですから、以前、当然ごみ箱自体はペットボトルと、そして穴を開けるような形になっていましたけれども、しっかりとテープを貼られて、これ、ちょっと何か逆行していないかななんというふうなことを思いながら、むしろ簡単に業者のほうでペットボトルとキャップのほうは分別しちゃうよというふうな、そういうふうなことなのかも分からぬですけれども、ただ、やっぱり人々の意識として分別というのが随分浸透してきているので、そういったところをぜひいろんなところで、海老名パーキングは県内でもあるので、ぜひ皆さんの方へそういうような形で進めていただければというふうに思います。

いずれにしても、様々この先進的なプラごみゼロという方向で頑張っている地域もあるし、また当然、県の皆さんも一生懸命頑張っていただいているので、せっかく推し進めていくんであればそういった、特に公共の高速道路の、中日本になるのかな、そういうようなところもしっかりとお話をさせていただければというふうに思います。引き続き市町村にもそういう周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に中小企業の脱炭素化の支援について伺うんですが、本県における温室効果ガスの排出量のうち産業・業務部門からの排出が約5割を占めているという現状です。脱炭素社会を実現するためには、企業の脱炭素化の推進が当然のことながら不可欠であって、特に県内事業者数の99%を占める中小企業の取組を促進する必要があると思います。

しかしながら、この中小企業の中でも脱炭素に対する意識、それから取組状況に大きな差があるというふうにも感じております。この中小企業の脱炭素化に向けた支援について伺ってまいります。

まず初めに、県では中小企業の脱炭素化を進めるために現状どのような取組を行っているのか、確認をさせてください。

◎事業者脱炭素担当課長

県では、中小企業の取組状況を知る、測る、減らすの三つのステップに区分し、きめ細

やかな支援を行う中小企業脱炭素支援パッケージを構築して取り組んでございます。

まず、ステップ1の知るでは、神奈川産業振興センターにワンストップ相談窓口を設置するとともに、カーボンニュートラル開拓員を配置しまして、出張相談窓口や企業訪問などアウトリーチ型の支援も行っております。

次に、ステップ2の測るでは、自社のCO₂排出量を測定するシステムの導入に対する支援や、省エネルギー診断の受診への支援を行っております。

また、ステップ3の削減するでは、省エネや再エネ設備の導入に対する補助等を行っており、特に脱炭素化に意欲的な中小企業については、県がかながわ脱炭素チャレンジャーとして認証し、補助額を上乗せするといった取組も進めているところでございます。

◆藤井深介委員

パッケージの全体像について御答弁いただきました。

それでは、個別の取組について伺っていきたいんですが、先日、県内企業へのCO₂排出量管理システムの導入促進に向けて、県と連携して取り組む事業者の募集について記者発表がありましたし、また我々もお知らせを頂きました。この取組の流れだとかパッケージの関係なんかについて、ちょっとお話を伺いしたいと思います。

◎事業者脱炭素担当課長

脱炭素化への最初の一歩を踏み出すためには、まずは自社のCO₂排出量を把握すること、つまり支援パッケージのステップ2の測るの取組が重要です。CO₂排出量管理システムは、電気料金の請求書などに記載された電力使用量等のデータを入力することで、CO₂排出量を自動的に計算し、グラフ等で見える化するとともに、削減目標の設定などもできるものであり、現状把握やCO₂削減対策の検討に大変効果的なシステムです。そこで、このシステムがより多くの企業に導入されるよう、システムを提供する事業者と県が連携して取り組むこととしたものでございます。

◆藤井深介委員

それでは、このシステムの提供事業者とどのような取組で連携していくのかということ、現時点で想定している内容を教えてください。

◎事業者脱炭素担当課長

連携の内容としましては主に3点を想定しております、まず1点目でございますが、CO₂排出量管理システムの導入促進に向けた普及啓発としまして、例えば県内企業を対象とした県主催セミナーや県ホームページにおいて、システムの導入事例や効果等を紹介することなどを考えております。

また、2点目ですが、システム提供事業者が収集した情報の活用としまして、例えばシステム提供事業者から業種別データを県に提供してもらい、その分析結果を県の施策に生かしていくといったことを想定してございます。

3点目でございますが、県の事業活動温暖化対策計画書制度におきまして、事業者の負担軽減でございます。この制度は、県が大企業等を対象に脱炭素に関する計画書の提出を義務づけているものでございますが、県への提出様式に合わせてシステム改修を行ってもらうことで、計画書を提出する企業の負担軽減が図られることを期待しております。

◆藤井深介委員

このシステムを導入したこの中小企業が脱炭素化に向けてステップアップしていくことが重要というふうに思います。どのように対応していくのか伺わせてください。

◎事業者脱炭素担当課長

システムを導入することで、自社のCO₂排出量を把握し具体的な対策の検討を行うことが可能となり、その結果、太陽光発電や省エネ設備の導入など次のステップ3、減らすの取組へと自らステップアップしていくことが期待されます。

また、県としましても神奈川産業振興センターと連携し、個々の企業の取組状況に応じて具体的な助言、提案等を行う伴走型支援の取組を強化したいと考えており、こうした取組の中で、中小企業に対してシステムの導入を促進するとともに、システムを通じて明らかになった課題等に応じて効果的な支援策を提案するなど、ステップアップに向けてしっかりとサポートしてまいります。

◆藤井深介委員

この中小企業の脱炭素化に向けて、しっかりと伴走型で様々な取組を進めていっていただければということで理解しました。

それでは、実際に知ってもらい活用されることが重要になってくるというふうに思います。それでは最後に、県の支援策のPRについて、どのように今後取り組んでいくのか、お聞かせください。

◎事業者脱炭素担当課長

中小企業脱炭素支援パッケージにつきまして、多くの中小企業の皆様に活用していただくためには、幅広く効果的にPRを行い、取組を知っていただくことが重要でございます。そこで、神奈川産業振興センターとの連携した取組に加えまして、日頃から地域の中小企業と密接な関係を有する市町村や商工会、商工会議所、中小企業を顧客とする金融機関、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す大企業などと連携、協力しまして、中小企業脱炭素支援パッケージを積極的にPRし、中小企業の脱炭素化を促進していきたいと考えております。

◆藤井深介委員

それでは、先ほども触れましたけれども、この脱炭素社会、これを実現していくためには、何と言っても県内事業者の99%を占める中小企業の取組が全体的にこれは不可欠になります。中小企業脱炭素支援パッケージにおけるこの支援策がしっかりと効果的に、先ほど御答弁いただいたとおり市町村、それから商工会議所、商工会、それから各金融機関もしっかりと巻き込んでいただいて、しっかりと取り組んで先に進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、先月の2月7日に知事の定例記者会見で、私の地元である平塚市にある農業技術センターで育成したスイートピーの新品種「春かなピンク」という発表があったんですけども、それについてちょっとお伺いさせてください。

まず初めに、本県におけるこのスイートピーの生産者数とか生産量はどのくらいなのか伺います。

◎農政課長

農業技術センターで行った聞き取り調査の結果によりますと、県内の生産者数は 24 戸で、栽培面積は約 100 アール、出荷本数で言いますと約 170 万本となってございます。

◆藤井深介委員

それでは、記者発表資料には、この春かなピンクは県が初めて育成した春咲き性品種ということなんですかけれども、なぜこの春先性品種を育成したのか伺いたいと思います。

◎農政課長

本県では 12 月から収穫できる冬咲き性品種が生産の主力でございますが、近年の気候変動で春の気温が高くなっているため、切花の品質が低下して収穫量が減少しております、このままではスイートピーの最需要期である 3 月に収穫ができなくなる懸念がございました。こうした問題を解決するため、冬咲き性品種に比べて気温が高くてもよく育ち、品質の高い花を収穫できる春咲き性品種を育成することといたしました。

◆藤井深介委員

それでは、この春かなピンクはこの春咲き性が大きな特徴のスイートピーなんですかけれども、それ以外にどういった特徴があるのか伺います。

◎農政課長

名前のとおり花の色はピンク色で、これは市場での需要が高い色となってございます。花びらの先端部分から中央に向かって淡くなっていくというのが特徴です。また、花びらがウェーブしております、花が大きく華やかに見えるというのが特徴でございます。

◆藤井深介委員

そういう特徴があるということで需要が高いということなんですかけれども、この春かなピンク以外に農業技術センターが育成したスイートピーの品種はあるんでしょうか。もしもあるならば、どういったものか教えてください。

◎農政課長

農業技術センターでこれまで育成したスイートピー品種は、全て冬咲き性で 11 品種ございます。主な品種としましては、花びらにはけで塗ったような模様があることが特徴のスプラッシュシリーズというものがございまして、青紫色のスプラッシュブルー、明るい紫色のスプラッシュパープル、赤い色のスプラッシュレッド、赤紫色のスプラッシュヴィーノと色のバリエーションの違いで 4 品種ございます。

また、花びらの縁取りと吹きかけたような模様が特徴のリップルシリーズや、強い香りが特徴のスイートシリーズなどがございます。

◆藤井深介委員

本当に随分と種類があります。今後、この春かなピンクはどのように普及させていくのか伺います。

◎農政課長

今年度は、県内の花卉生産者で構成する神奈川県花き園芸組合連合会のスイートピー栽

培者から栽培希望者を募りまして、14戸で試験的な栽培を行っておりまして、約3,000本が出荷されると見込んでおります。試験栽培の結果、課題などがあればフィードバックしていただき、必要に応じて農業技術センターで解決策の検討を行いながら、令和11年には約4万本まで出荷量を増やしていきたいというふうに考えてございます。

◆藤井深介委員

それでは農業技術センターでは、今後どのようなスイートピーの研究を行っていくのか伺います。

◎農政課長

今後は、春かなピンクに続く春咲き性品種や、花の見た目に特徴があり本県の特産品となり得るスイートピーの品種育成を行ってまいります。また、従来の冬咲き性品種を用いて、3月以降の収穫量を確保するための栽培方法などの検討も行っていく予定でございます。

◆藤井深介委員

スイートピーといえば赤い、そういうイメージがあって、その中でこの春咲きということでピンク色の品のある色ですし、また調べたらスイートピーって門出という花言葉もあって、ちょうどこの春先というのが一番いい時期、今まで冬咲きのほうだったので、それがちょっと惜しかったぐらいのものだと思いますけれども、よくこういう新しい品種で開発していただいたなというふうにも思います。そういった意味で、これからその門出、また人生の節目を祝う花ということも一つの位置づけとして、ぜひいろんな形で広めていただきたいというふうに思いますし、何といっても生産者の要望に応えて、そして特徴ある品種を育成した、そしてまた広く周知していくということは、これは非常に評価できるものだというふうに思いますので、今後またしっかり現場の様々な御意見を頂きながら、生産者の後押しをぜひ進めなければと思いますので、よろしくお願ひいたします。